

改正案内人がサポートします

新・制度改正《NAVI》



～新・制度改正NAVIでは、人事労務に関する最新の法改正情報をお知らせいたします～

新年度（平成28年4月1日）が始まりました。

今回は、新年度から始まる新制度や保険料率についてご案内申し上げます。

制度改正のポイントは4つ

労働保険料率（労災保険および雇用保険）の改定について

社会保険料率（健康保険および介護保険）の改定について

健康保険における標準報酬月額の上限の改定について

厚生年金保険における子ども・子育て手当拠出金率の改定について

労働保険料率（労災保険および雇用保険）の改定について

労働保険は、『労災保険』と『雇用保険』に区分され、各々保険料率が異なります。

平成28年度の各保険料率は、

『労災保険』 昨年と同様（変更無し）

『雇用保険』 変更あり！！（雇用保険料率が引下げになります）

となります。

詳しくは、以下のとおりです。



(平成28年度 労災保険料率表)

(単位：1/1,000)

事業の種類 の分類	業種 番号	事業の種類	平成28年度 労災保険料率	平成27年度 労災保険料率	前年度比 (%)
林業	02・03	林業	60	60	-
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)	19	19	-
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38	-
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業	88	88	-
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20	20	-
	24	原油又は天然ガス鉱業	3	3	-
	25	採石業	52	52	-
	26	その他の鉱業	26	26	-
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	79	79	-
	32	道路新設事業	11	11	-
	33	舗装工事業	9	9	-
	34	鉄道又は軌道新設事業	9.5	9.5	-
	35	建設事業(既設建築物設備工事業を除く)	11	11	-
	38	既設建築物設備工事業	15	15	-
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5	-
	37	その他の建設事業	17	17	-
製造業	41・65	食料品製造業(H27年度よりたばこ等製造業も含む)	6	6	-
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5	4.5	-

(単位：1 / 1,000)

事業の種類 の分類	業種 番号	事業の種類	平成 28 年度 労災保険料率	平成 27 年度 労災保険料率	前年度比 (%)
製造業	44	木材又は木製品製造業	14	14	-
	45	パルプ又は紙製造業	7	7	-
	46	印刷又は製本業	3.5	3.5	-
	47	化学工業	4.5	4.5	-
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5	5.5	-
	66	コンクリート製造業	13	13	-
	62	陶磁器製品製造業	19	19	-
	49	その他の窯業又は土石製品 製造業	26	26	-
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬 業を除く）	7	7	-
	51	非鉄金属精錬業	6.5	6.5	-
	52	金属材料品製造業（鋳物業 を除く）	5.5	5.5	-
	53	鋳物業	18	18	-
	54	金属製品製造業又は金属加 工業（洋食器、刃物、手工 具又は一般金物製造業及び めつき業を除く）	10	10	-
	63	洋食器、刃物、手工具又は 一般金物製造業（めつき業 を除く）	6.5	6.5	-
	55	めつき業	7	7	-
	56	機械器具製造業（電気機械 器具製造業、輸送用機械器 具製造業、船舶製造又は修 理業及び計量器、光学機械、 時計等製造業を除く）	5.5	5.5	-
57	電気機械器具製造業	3	3	-	

(単位：1 / 1,000)

事業の種類 の分類	業種 番号	事業の種類	平成 28 年度 労災保険料率	平成 27 年度 労災保険料率	前年度比 (%)
製造業	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4	4	-
	59	船舶製造又は修理業	23	23	-
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5	2.5	-
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	-
	61	その他の製造業	6.5	6.5	-
運輸業	71	交通運輸事業	4.5	4.5	-
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	9	9	-
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9	9	-
	74	港湾荷役業	13	13	-
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	-
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	-
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	12	12	-
	93	ビルメンテナンス業	5.5	5.5	-
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7	7	-
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	-

(単位：1 / 1,000)

事業の種類 の分類	業種 番号	事業の種類	平成 28 年度 労災保険料率	平成 27 年度 労災保険料率	前年度比 (%)
その他の事業	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5	3.5	-
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	-
	94	その他の各種事業	3	3	-
(上記以外)	90	船舶所有者の事業	49	49	-

(平成 28 年度 労務費率表 ※)

労災保険料は、原則として、『賃金総額×労災保険料率』で算出されるものですが、一定の業種に関しては、その事業の特殊性により賃金総額を正確に算出することが困難な場合があるため、『請負金額×労務費率』で算出した金額を賃金総額に相当するものとみなして処理することが特例として認められています。

< 特例による計算方法 > 請負金額×労務費率×労災保険料率 = 労災保険料額

事業の種類 の分類	業種 番号	事業の種類	平成 28 年度 労務費率 (%)	平成 27 年度 労務費率 (%)	前年度比 (%)
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%	-
	32	道路新設事業	20%	20%	-
	33	舗装工事業	18%	18%	-
	34	鉄道又は軌道新設事業	25%	25%	-
	35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	23%	23%	-
	38	既設建築物設備工事業	23%	23%	-
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業 (組立て又は取付けに関するもの)	40%	40%	-
		機械装置の組立て又は据付けの事業 (組立て又は取付けに関するもの以外)	22%	22%	-

事業の種類 の分類	業種 番号	事業の種類	平成 28 年度 労務費率(%)	平成 27 年度 労務費率(%)	前年度比 (%)
建設事業	37	その他の建設事業	24%	24%	-

(平成 28 年度 労災第二種特別加入保険料率表 ※)

第二種特別加入者とは、中小事業主、自営業者およびその家族従事者、労働者を使用しないで建設の事業に従事する者など、労働者に準じて特別に労災保険に任意で加入することが認められた者。(特別加入するためには、労働保険事務組合へ事務委託することが前提)

(単位：1 / 1,000)

事業又は作 業の種類 の 番号	事業又は作業の種類	平成 28 年度 保険料率	平成 27 年度 保険料率	前年度比 (%)
特 1	個人タクシー、個人貨物運送業者	13	13	-
特 2	建設業の一人親方	19	19	-
特 3	漁船による自営業者	46	46	-
特 4	林業の一人親方	52	52	-
特 5	医薬品の配置販売業者	7	7	-
特 6	再生資源取扱業者	14	14	-
特 7	船員法第一条に規定する船員が行う 事業	49	49	-
特 8	指定農業機械作業従事者	3	3	-
特 9	職場適応訓練受講者	3	3	-
特 10	金属等の加工、洋食器加工作業	16	16	-
特 11	履物等の加工の作業	7	7	-
特 12	陶磁器製造の作業	17	17	-
特 13	動力機械による作業	4	4	-
特 14	仏壇、食器の加工の作業	18	18	-
特 15	事業主団体等委託訓練従事者	3	3	-
特 16	特定農作業従事者	9	9	-
特 17	労働組合等常勤役員	4	4	-
特 18	介護作業従事者	6	6	-

(平成28年度 労災第三種特別加入保険料率表 ※)

第三種特別加入者とは、日本国内で行われる事業（有期事業を除く）から派遣されて、海外支店、工場、現場、現地法人、海外の提携先事業など、海外で行われる事業に従事する者について、特別に労災保険へ任意で加入が認められた者です。

(単位：1 / 1,000)

事業又は作業の種類	平成28年度 保険料率	平成27年度 保険料率	前年度比 (%)
海外で行われる事業に派遣される労働者等	3	3	-

(平成28年度 労災一般拠出金率表)

	平成27年度	平成28年度
一般拠出金率	0.02 / 1,000	前年と同じ

(平成28年度 雇用保険料率表)

昨年と比べ、引下げになります。

	労働者負担分	事業主負担分	+ 雇用保険料率
一般の事業	4 / 1,000 (昨年は5/1,000)	7 / 1,000 (昨年は8.5/1,000)	11 / 1,000 (昨年は13.5/1,000)
農林水産 清酒製造の事業	5 / 1,000 (昨年は6/1,000)	8 / 1,000 (昨年は9.5/1,000)	13 / 1,000 (昨年は15.5/1,000)
建設の事業	5 / 1,000 (昨年は6/1,000)	9 / 1,000 (昨年10.5/1,000)	14 / 1,000 (昨年は16.5/1,000)

社会保険料率（健康保険および介護保険）の改定について

社会保険は、大きく『健康保険』、『介護保険』、『厚生年金保険』、『厚生年金基金』に区分され、各々保険料率（厚生年金基金は掛金率）が異なります。

また、各保険料率・掛金率の改定時期ですが、一般的には、

『健康保険』・『介護保険』 毎年3月（4月納付分より）に改定

『厚生年金保険』・『厚生年金基金』 ⇒ 毎年9月（10月納付分より）に改定

そこで今回は、全国健康保険協会（協会けんぽ）における『健康保険料』および『介護保険料』についてご案内いたします。

健康保険組合、国民健康保険組合に加入されている事業所様につきましては、各健康保険組合までお問い合わせ下さい。

また、厚生年金基金の掛金率も改定されている場合もございますので、各厚生年金基金までお問い合わせ下さい。

平成 28 年度の各保険料率は、

『健康保険料』⇒各都道府県毎に増減あり。

『介護保険料』⇒変更無し（15.8/1,000）

となります。

詳しくは、以下のとおりです。



（平成 28 年 3 月からの健康・介護保険料率表）

（単位：1 / 1,000）

支部名	健康保険		介護保険		+ 健康・介護保険	
	全 体		全 体		全 体	
	本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担
北海道	101.5		15.8		117.3	
	50.75	50.75	7.9	7.9	58.65	58.65
青森	99.7		15.8		115.5	
	49.85	49.85	7.9	7.9	57.75	57.75
岩手	99.3		15.8		115.1	
	49.65	49.65	7.9	7.9	57.55	57.55
宮城	99.6		15.8		115.4	
	49.8	49.8	7.9	7.9	57.7	57.7
秋田	101.1		15.8		116.9	
	50.55	50.55	7.9	7.9	58.45	58.45

支部名	健康保険		介護保険		+ 健康・介護保険	
	全 体		全 体		全 体	
	本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担
山形	100.0		15.8		115.8	
	50.0	50.0	7.9	7.9	57.9	57.9
福島	99.0		15.8		114.8	
	49.5	49.5	7.9	7.9	57.4	57.4
茨城	99.2		15.8		115	
	49.6	49.6	7.9	7.9	57.5	57.5
栃木	99.4		15.8		115.2	
	49.7	49.7	7.9	7.9	57.6	57.6
群馬	99.4		15.8		115	
	49.7	49.7	7.9	7.9	57.6	57.6
埼玉	99.1		15.8		114.9	
	49.55	49.55	7.9	7.9	57.45	57.45
千葉	99.3		15.8		115.1	
	49.65	49.65	7.9	7.9	57.55	57.55
東京	99.6		15.8		115.4	
	49.8	49.8	7.9	7.9	57.7	57.7
神奈川	99.7		15.8		115.5	
	49.85	49.85	7.9	7.9	57.75	57.75
新潟	97.9		15.8		113.7	
	48.95	48.95	7.9	7.9	56.85	56.85
富山	98.3		15.8		114.1	
	49.15	49.15	7.9	7.9	57.05	57.05
石川	99.9		15.8		115.7	
	49.95	49.95	7.9	7.9	57.85	57.85

支部名	健康保険		介護保険		+ 健康・介護保険	
	全 体		全 体		全 体	
	本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担
福井	99.3		15.8		115.1	
	49.65	49.65	7.9	7.9	57.55	57.55
山梨	100.0		15.8		115.8	
	50.0	50.0	7.9	7.9	57.9	57.9
長野	98.8		15.8		114.6	
	49.4	49.4	7.9	7.9	57.3	57.3
岐阜	99.3		15.8		115.1	
	49.65	49.65	7.9	7.9	57.55	57.55
静岡	98.9		15.8		114.7	
	49.45	49.45	7.9	7.9	57.35	57.35
愛知	99.7		15.8		115.5	
	49.85	49.85	7.9	7.9	57.75	57.75
三重	99.3		15.8		115.1	
	49.65	49.65	7.9	7.9	57.55	57.55
滋賀	99.9		15.8		115.7	
	49.95	49.95	7.9	7.9	57.85	57.85
京都	100.0		15.8		115.8	
	50.0	50.0	7.9	7.9	57.9	57.9
大阪	100.7		15.8		116.5	
	50.35	50.35	7.9	7.9	58.25	58.25
兵庫	100.7		15.8		116.5	
	50.35	50.35	7.9	7.9	58.25	58.25
奈良	99.7		15.8		115.5	
	49.85	49.85	7.9	7.9	57.75	57.75

支部名	健康保険		介護保険		+ 健康・介護保険	
	全 体		全 体		全 体	
	本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担
和歌山	100.0		15.8		115.8	
	50.0	50.0	7.9	7.9	57.9	57.9
鳥取	99.6		15.8		115.4	
	49.8	49.8	7.9	7.9	57.7	57.7
島根	100.9		15.8		116.7	
	50.45	50.45	7.9	7.9	58.35	58.35
岡山	101.0		15.8		116.8	
	50.5	50.5	7.9	7.9	58.4	58.4
広島	100.4		15.8		116.2	
	50.2	50.2	7.9	7.9	58.1	58.1
山口	101.3		15.8		117.1	
	50.65	50.65	7.9	7.9	58.55	58.55
徳島	101.8		15.8		117.6	
	50.9	50.9	7.9	7.9	58.8	58.8
香川	101.5		15.8		117.3	
	50.75	50.75	7.9	7.9	58.65	58.65
愛媛	100.3		15.8		116.1	
	50.15	50.15	7.9	7.9	58.05	58.05
高知	101.0		15.8		116.8	
	50.5	50.5	7.9	7.9	58.4	58.4
福岡	101.0		15.8		116.8	
	50.5	50.5	7.9	7.9	58.4	58.4
佐賀	103.3		15.8		119.1	
	51.65	51.65	7.9	7.9	59.55	59.55

支部名	健康保険		介護保険		+ 健康・介護保険	
	全 体		全 体		全 体	
	本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担	本人負担	事業主負担
長崎	101.2		15.8		117	
	50.6	50.6	7.9	7.9	58.5	58.5
熊本	101.0		15.8		116.8	
	50.5	50.5	7.9	7.9	58.4	58.4
大分	100.4		15.8		116.2	
	50.2	50.2	7.9	7.9	58.1	58.1
宮崎	99.5		15.8		115.3	
	49.75	49.75	7.9	7.9	57.65	57.65
鹿児島	100.6		15.8		116.4	
	50.3	50.3	7.9	7.9	58.2	58.2
沖縄	98.7		15.8		114.5	
	49.35	49.35	7.9	7.9	57.25	57.25

健康保険における標準報酬月額の上限の改定について(平成28年4月~)

従来、健康保険における標準報酬月額の上限は、第47等級(1,210千円)でしたが、今回の法改正により、下記、等級の上限が引き上げとなります。

- ・第48等級(1,270千円) <報酬月額1,235,000円以上1,295,000円未満>
- ・第49等級(1,330千円) <報酬月額1,295,000円以上1,355,000円未満>
- ・第50等級(1,390千円) <報酬月額1,355,000円以上>

各健康保険組合もしくは各年金事務所より、等級の引き上げ対象となる事業所へご連絡・ご通知があるかと思しますので、必ずご確認お願いいたします。

なお、健康保険料の改定は3月ですので、お間違えのないようご注意ください。

等級の改定時期に注意！！

厚生年金保険における子ども・子育て手当拠出金率の改定について

平成 28 年 4 月より、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るべく、
現在、児童手当事業及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、
病児保育、延長保育の財源として厚生年金保険料等と併せて徴収されている
『子ども・子育て拠出金』の拠出金率がアップしました。

(平成 28 年度 子ども・子育て手当拠出金率表)

	平成 27 年度	平成 28 年度
子ども・子育て手当 拠出金率	1.5 / 1,000	<u>2</u> / 1000

社労士による無料相談会を随時開催中です！

TEL : 03 - 3694 - 6091

まずはご連絡ください！心よりお待ちしております。メール : info@yamadasougou.co.jp